

【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）	備考
10	子育て支援課	母子保健	-	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保健指導健康診査 ②妊娠の届出 ③母子健康手帳の交付 ④妊産婦の訪問指導、健康診査 ⑤乳幼児、児童、生徒の訪問指導 ⑥出産・子育て応援給付金の給付 ※申請者が本給付金の受け取り口座として公金受取口座を指定した場合に、情報連携で口座情報を取得する。  手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	市町村は、母子保健に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う。 1 保健指導の実施 2 新生児の訪問指導の実施 3 健康診査の実施 4 妊娠の届出に関する事務 5 母子健康手帳に関する事務 6 妊産婦の訪問指導の実施 7 未熟児の訪問指導の実施 8 出産・子育て応援給付金を給付する事務 ※申請者が本給付金の受け取り口座として公金受取口座を指定した場合に、情報連携で口座情報を取得する。  手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	
			1-1. ③ システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム	
			1-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第49項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の70の項	
			1-4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 情報提供の根拠 別表第二の26、56の2、69の2、87の項 情報照会の根拠 別表第二の69の2、70、121の項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 42、48、71、80、95、112、125、161の項  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 95、96、160の項	
			1-5. ② 所属長の役職名	課長	子育て支援課長	
			1-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	小野町役場 総務課 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp	小野町役場 デジタル推進室 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp	
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	令和5年10月31日時点	令和8年2月27日時点	
			IV-8 人手を介在させる作業 （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）		十分である	プルダウンから選択してください。
			IV-8 人手を介在させる作業 （判断の根拠）		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管し、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。このような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	プルダウンから選択してください。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 （判断の根拠）		小野町側のシステムにおいては、健康管理システムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウト徹底を呼び掛けている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。